

## 令和3年度事業報告

## I 概況

## ① 法人

名古屋市にじが丘荘は、名東区にじが丘3丁目から令和3年3月25日に事務所引越、3月27日には利用者引越を実施した。移転に併せ、当法人の主たる事務所の移転登記も3月25日付で行った。令和3年度は、千種区北千種2丁目の新たな施設で1年を通して事業を実施した最初の年度となった。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行は収束に至らず、法人の会議や施設の多くの会議、研修、行事等が次々と中止や延期、書面決議への変更、リモートでの開催に切り替わるなど予定が立てられない状況が続いた。法人・にじが丘荘としては、国や自治体の緊急事態宣言等への対応を踏まえつつ、にじが丘荘内で必要な感染予防対策を継続した。令和3年度中、職員から発症者は出なかったが、感染症は完全終息したという状況ではないため、今後とも対策を緩めることなく感染症対策を継続していく必要がある。

## ② 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」

令和3年3月末、にじが丘荘の移転改築が完了した。名古屋市は移転後の新施設の定員を30世帯に減ずるとともに、施設名称は長年親しまれた「名古屋市にじが丘荘」の名称を残すこととされたところである。

移転当時には、利用世帯は6世帯まで減少していたが、6月3世帯、7月3世帯、8月、9月、10月各1世帯、12月4世帯、そして3月には2世帯が入所した。この間、退所1世帯もあったが、令和4年4月1日現在20世帯まで増加している。最近の利用世帯の特徴として、法人・施設のホームページを更新したこともあってか、名古屋市外からの広域入所が増加しており、遠くは富山県、埼玉県、滋賀県などからも利用されている。もう一つの特徴として妊産婦の利用が増加しており、4月1日現在0歳未満児を抱えた世帯が4世帯（荘入所中に出産した世帯は3世帯）、妊婦1人という状況となっている。また、外国人の利用世帯は現在のところ3世帯（フィリピン国籍2世帯、ベトナム国籍1世帯）である。

前述したように新型コロナウイルス感染症に対して現時点で職員から発症者は出ていないが、第6波の感染拡大の中で、濃厚接触者が発生しており、在宅勤務等の対策を取ったところである。

さらに、利用者の中では、学校・保育園などからの感染により、母と子ども合わせて8名の陽性者が出た。そのため、名古屋市子ども福祉課、千種区保健福祉センターと協議し、必要な対応を図った。この間の対応の中で、移転改築によって各居室に浴室、トイレが設置されたことにより、施設内での爆発的な感染拡大は、抑えられており、改築の効果を実感したところである。

## II 基本方針及び重点項目に対する取り組み

## 1 基本方針

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より通知された母子生活支援施設運営指針に則り、定款第4条の公益目的を達成できるよう、以下の基本方針に基づき、次のような取り組みを実施した。

## ① 基本的人権の尊重及び法令の遵守

利用者の基本的人権を尊重し、精神的・経済的・社会的に自立できるよう支援を行った。支援サービスの提供に当たっては、母親と子どもの人格を尊重するとともに、児童福祉法を始めとした関係法令を遵守する

よう心がけた。また子どもの権利について、利用者、特に子どもたちに正しく理解してもらうため、まず職員が研修を受けて理解を深めたうえで、子どもや親に伝える取り組みを開始した。

## ② 利用者の安心・安全の確保

入所してくる母親や子どもは、夫などの暴力や虐待、貧困といった困難を伴う生活による過度の緊張やストレスによって、よりよく生きていこうとする気持ちや力が損なわれている。にじが丘荘では、安心して住めるよう、自分が否定されない・排除されない心地よい場所を提供するよう努めた。また、安全確保のため職員による宿直体制に加えて、平成 24 年度より防犯カメラの設置・警備契約を実施している。

## ③ 生活の立て直しのための支援の提供

生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を尊重しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を提供した。(基本的に年1回の世帯を対象とした自立支援計画の策定、小学3年生以上の学童を対象とした年1回の発達支援計画の策定、退所が決定した世帯への退所後支援計画の策定に当たっては利用者や学童にも参加してもらい、検討している。)

## ④ 児童が心身とも健やかに育つよう子育て支援の提供

育児経験の未熟な母親や精神症状を呈する母親への助言・指導、子どもの補完保育などを通して子育て支援を行った。子どもが心身ともに健やかに育つよう、生活面や学習・行事等を通して、子どもの健全育成に努め、併せて必要なケースについて母子関係の調整を図った。

## ⑤ 暴力や虐待を受けた母子の心のケア

暴力や虐待、貧困といった困難な問題に長時間さらされた母親や子どもは、大きな心的外傷を負っている。専門的ケアを必要とする利用者には、本人の意向を尊重しながら精神科受診につなげたり、検討の結果、カウンセリングの必要性があると判断されたケースについてはカウンセリングに結びつけた。

## ⑥ 地域との緊密な関係づくり

施設が地域に根付いていくことは、最も重要なことである。しかしながら、地域の子ども会・町内会との関係づくりはこれからである。残念ながら、旧にじが丘荘で毎年地域の多くの方々への参加もあった餅つき大会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止せざるをえなかった。それに代わるものとして、11月には、1日目は退所者の施設見学会、二日目は地域の方々や関係者の方々を対象とした開所記念見学会とハープ・コントラバス演奏会を企画・実施したところである。

今後とも、感染症に注意しながらではあるが、地域の方々が喜んで参加して貰える行事などを具体化していく中で、当施設の活動に協力していただける方々との関係づくりを図り、地域の中にしっかりした基盤を作っていきたいと考える。

## ⑦ 関係機関との連携

入退所時の福祉事務所との連携はもとより、児童相談所等福祉、あるいは医療、行政、教育等を始め様々な関係機関との情報交換等連携に努めた。

## ⑧ 職員の専門性と資質の向上

利用者のさまざまな課題を正確に捉え、その課題に対応したサービスを提供していくためには、職員一人

ひとりが専門性を高め、資質向上の不断の努力が求められている。にじが丘荘では、カンファレンス等の場を活用したOJTの実施や各種研修の場へ職員を積極的に参加させ、専門性の向上に努めている。残念ながら令和3年度もコロナウィルス感染症の影響により、当初の研修計画の通りにはいかず、中止もしくはリモート開催となる研修が多く、外部研修への参加は大幅に減った。

全国社会福祉協議会「社会的養護関係施設が担う役割、機能に関する検討会」の令和3年9月報告において、法人・施設が取り組むべき課題の第一に「高機能化・多機能化」が明記された。新たな施設で事業を実施するにあたり、この報告も踏まえ、令和3年11月・12月に、にじが丘荘職員が埼玉県、東京都新宿区、京都市、大阪市並びに沖縄県那覇市の母子生活支援施設を訪問し、各施設が取り組む多機能化事業の実際について多くの教示を受けた。こうした施設では既に長い年月に亘って多機能化事業の取り組みを進めており、職員はその熱意に大いに刺激を受けたところである。今後、貰い受けた資料と聴き取り内容の分析を進めるとともに、地域のニーズについての把握を行い、にじが丘荘での事業の高機能化・多機能化の検討を進めていくこととした。

また外部講師を招いてのスーパービジョン(OJT)を7回実施することができた。

## 2 令和3年度の重点項目に対する取り組み

令和3年度の事業運営に当たり、次の重点項目に留意しつつ、法人及びにじが丘荘の運営に当たった。なお、移転改築に伴い、法人・施設の運営理念を国の方針に沿うよう「地域住民とともに、利用者の自立促進を図り、ひとり親家庭の福祉を増進する」に改めた。

### (1) 法人運営

法人は事業年度開始前に、令和3年度事業計画、収支予算書等を行政庁に提出した。6月には令和2年度の事業報告、財産目録等定期提出書類を、法令に則り行政庁に提出するとともに、ホームページ上に公開した他、事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合、市民に対する開示を行う体制を整えた。

### (2) にじが丘荘運営

#### ① 組織的な取り組みの推進

にじが丘荘利用者に対して、荘長、担当職員だけでなく、非常勤心理士も可能な限り参加を求め、支援に当たる職員全員で合議して自立支援計画を策定するとともに、入所から退所後のアフターケアまで、具体的な支援について組織的な対応を図った。

小学3年生以上の学童について、子どもの自立支援計画を策定し、支援計画に基づく支援を行う予定であったが、移転に伴う学童を含む利用者の増加やその他の事情などもあって実施できなかった。

また、新施設への移転改築に伴い、利用者の生活面でのルールを見直したが、新施設では、乳幼児のいる世帯の門限は午後8時、それ以外の世帯は午後9時に改めたところである。また、利用者の生活を見据えて居室の修繕や退所後の生活にも対応できるよう自立積立金制度を新設し対応を図ったところである。

#### ② カウンセリングの推進体制の強化

DV被害や虐待を受けた子ども達の心的外傷に対しては、精神科に受診し投薬治療を受けるだけでは十分でない。心的外傷に対するケアを図るため、カウンセリング導入前の会議による必要性の確認、利用者の心構えの醸成、職員とカウンセラーの情報交換の場の設定等により、効果的なカウンセリングが出来るように努めた。

また、抱える問題が複雑深刻な利用者が多くなってきており、その支援にあたる職員の負担も増加していることは明白であるので、厚労省からも職員のストレス診断を実施するように指示があった(法的には職員

数が少ないため強制ではない)ことも踏まえ、非常勤心理士による職員のストレス診断とフォローを半年ごとに実施し、バーンアウトなどの防止に努めた。

### ③ 市外からの利用者の受け入れ

広域入所促進事業の制度の趣旨を踏まえ、夫等の暴力から避難し保護が必要な母子の受け入れを行った。令和3年度においては前述したように広域受入が増加しており、令和3年度には新規入所世帯 15 世帯中6世帯が広域入所しており、それ以前の広域入所も含めて全体で8世帯となっており、利用割合は42%となった。

### ④ 利用者の負担金の適正な管理

利用者の光熱水費等負担金については、速やかな収入手続をとり、金融機関に預け入れることを徹底する措置を継続した。

### ⑤ 緊急一時保護の実施

名古屋市緊急一時保護事業実施要綱、同要領に基づき緊急に保護を必要とする母子等の受け入れを実施し、必要な援護と相談・指導を実施した。

### ⑥ 第三者評価の受審

第三者評価は3年以内に一度の受審が義務付けられており、令和元年度に三度目の第三者評価を受けたところである。また、受審をしない年度も受審時同様に、「自己評価結果表」を使用し、施設内で自己評価していくことが義務付けられており、結果を監督庁に報告している。令和元年度の第三者評価結果は、a 評価 51.4%、b 評価 48.6%、c 評価 0.0%とおおむね高評価をいただいた。

### ⑦ 権利擁護と権利侵害への対応

にじが丘荘が行う支援については、必ず事前に説明し、できるだけ母親と子どもが主体的に決定できるように支援している。

いかなる場合についても、職員は言うまでもなく、母親や子どもによる暴力や脅かし、人格的辱めなど不適切な関わりを起ささないように権利侵害を防止することは児童福祉施設としての当然の義務である。平成25年度には、職員就業規則を改正し体罰の禁止や権利侵害の防止を明記する措置をとり、職員には真摯なる支援を義務付けた。なお、児童虐待対応マニュアルを策定するとともに、マニュアル中に児童虐待チェックリストを加え、児童虐待防止に活用できるようにした。

### Ⅲ 事業実績

当法人が管理運営にあたる母子生活支援施設「名古屋にじが丘荘」の入所率は、下表のように、令和2年度末に移転改築が終わったところから、入所世帯数は増加に転じた。令和3年度上半期の平均入所世帯数8.5世帯(利用率28.5%)、令和3年度下半期16世帯(利用率53.3%)となり、年度平均では、12.0世帯(40.0%)となった。

#### ・平均入所世帯数・入所率の推移

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
平均入所世帯数(注1)	28.4	29.8	24.7	20.1	15.0	9.7	<b>12.0</b>
入所率(注2)	81.1%	85.1%	70.5%	57.4%	42.9%	27.7%	<b>40.0%</b>

(注1)毎月1日現在入所世帯数の12ヶ月平均

(注2)令和3年度以降は定員30世帯 令和2年度以前は定員35世帯で算出

#### ・入所者の状況(過去3事業年度)

事業年度	入所	内DV	退所	内DV	年度末世帯数	内DV	内生保	内病気療養	内広域
令和元年度	2	0	9	8	12世帯	8	8	0	4
令和2年度	4	2	10	5	6世帯	2	4	0	2
令和3年度	<b>15</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>19世帯</b>	<b>12</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>8</b>

#### ・緊急一時保護の状況

緊急一時事業年度	受入世帯	内DV	満室等で断った、もしくは問合せがあった世帯	利用人員	延利用日数	平均利用日数
令和元年度	21	10	28世帯	39	264	12.5
令和2年度	17	11	40世帯	36	345	20.2
令和3年度	<b>25</b>	<b>21</b>	<b>38世帯</b>	<b>53</b>	<b>451</b>	<b>18.0</b>

#### (1) 母親に対する支援

「生活」の場で支援を展開していることを念頭に置き、利用者一人ひとりの自立に向けて、利用者の力をエンパワーメントするような支援を心掛け、下記の取り組みを進めた。

##### 1 自立支援計画の策定・自立のための支援

母子生活支援施設は母子の自立のための施設である。入所時面接の際には自立に向けての意思確認を行い、おおよその将来方向を定め、当面の必要な援助を行い、概ね1カ月後、援助の過程で明確になった課題に対して、母子等の意見・意向も踏まえ、福祉事務所等関係機関の意見も参考に、個人懇談会を設定して自立支援計画を策定した。

継続して利用している母子等については年1回、個人懇談会を開催し、それまでの課題に対する取り組みを評価し、積み残した課題や新たな課題に対する自立支援計画を職員全員で合議の上策定し、課

題解決への取り組みを行った。

母子等が生活者として自らを律していける「生きる力」が身に付くよう、こうした継続的な支援を実施している。

## 2 経済的支援

入所時に全く所持金がない者、殆どない者については、生活保護等の制度により、生活が可能となるよう関係行政機関に協力の依頼を実施した。

また、金銭管理については、金銭管理マニュアルに則り、対象者、金銭管理方法等を検討し、必要なケースは進学積立金等の積み立てを支援した。

児童扶養手当、ひとり親家庭手当(市)、遺児手当(県)の受給、母子医療(ひとり親家庭医療助成)、乳幼児医療制度等の利用手続き、必要な場合は離婚調停、裁判離婚手続きの支援を行った。

## 3 離婚等の支援

離婚後の生活など課題解決に向けて、適切な情報提供を行い、自己決定できるよう支援している。法的問題については、法テラスを活用し弁護士に依頼して、離婚調停、裁判手続き等による離婚、子どもの親権取得、面会交流の内容、養育費取得など課題解決できるよう支援を行った。

## 4 就業支援

ハローワーク情報、新聞・折込広告、就職情報誌、タウン誌などからの各種情報、企業・事業主等からの情報収集に努め、入所者に適宜情報提供して就労支援を図った。近年障害を持つ利用者が増えていることから障害者基幹相談支援センター等との連携を強化し、福祉就労の道も模索しており、ハローワークと同様に作業所等への同行支援も行った。また、生活保護受給者に対しては、福祉事務所の就労相談員とも連携し、対応にあたった。

保育園への入所には、就労又は疾病などの保育要件が必要となっている。保育を必要とする場合は、概ね生後6か月を目途に福祉事務所に利用申し込みを行うよう支援した。

## 5 住宅入居支援

公営住宅等への入居支援を実施した。

## 6 DV被害者の保護

DV被害を受けた母子について、必要な場合にはDV防止法に基づく保護命令の取得、ストーカー行為規制法に基づく禁止命令の申出等を行い、被害者保護に対応するとともに、施設内での仮名使用、住所を知られないよう措置するなど保護に努めた。

## 7 その他の支援

精神的不安を抱えたケース、外国籍のケース、虐待の恐れのあるケースなど個別対応が必要なケースについては、個々の課題に応じた支援を心掛けた。また、母子支援員等による課題に対応した各種の相談・支援を実施した。

乳幼児や発達障害などのお子さんを抱えるお母さんを中心にレスパイト保育を実施した。

## (2) 子どもへの支援

子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、信頼関係づくりを進めていくことがにじが丘荘の子ど

もに対する基本的な支援である。子どもたちと一緒に過ごすことを大切にしながら、どの子にも自分が大切にされているとの思いが伝わるよう、声掛けと丁寧な対応に努めている。

#### 1 子どもの自立支援計画の策定

小学3年生以上の学童を対象に心身の状況や生活状況を正確に把握するため、アセスメントを行い、個々の課題を明らかにし、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的支援内容・方法を定め、支援を行った。その際、自立支援計画は、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものにし、定期的な実施状況の評価の直しを行った。

#### 2 子どもの健全育成

乳幼児については、入所と同時に、近隣の保育園の情報を提供・見学してもらい、就労場所と交通の便等を考慮した上で母が決めるよう支援した。

所内で実施した「レスパイト保育」は母親のためであると同時に、健全な親子関係を維持することでもあり、子どもの健やかな発達を保証することにもなった。

学齢児については、学校及び関係行政機関等と連携して就学を支援する。下校後、長期の学校の休み期間等の児童の健全育成を図った。

親から不適切なかかわりを強いられていたり、面前DVなど不適切な環境を直視させられてきたりした子どもも少なくはなく、健全な心と体の成長が阻害されていると考えられる子ども達が多くなった。また、子どもたちも発達障害を抱える者、愛着障害から問題行動を起し、自分でもどうしてよいかわからないというケースがある。

近年、発達障害と診断される子どもも非常に増加している。必要により、福祉事務所と連携して、児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用に繋げた。

#### 3 学習や進路、悩み等の相談支援

子ども達が社会生活を送るために必要とされる最低限の学力の獲得を目標に、学習の遅れを少しでも取り戻せるよう少年指導員を中心に日常的な学習支援を実施した。学習支援については、①学習の習慣化、②分からないことを質問できるようにする、③達成経験の増進を目的に支援しているが、学童は基礎的な学力が不十分な者が多く、引き続き大きな課題となっている。

令和3年度も一般社団法人「にじのひかり教室」と提携し、学童に対する学習支援を行った。

家庭と施設の役割分担、にじのひかり教室の関わり等検討するとともに、子ども支援マニュアルやボランティア受入マニュアルを整備している。

#### 4 子どもの権利擁護

子どもと個別に係わる機会を作り、子どもが自分の思いや気持ちを職員に話せる時間を持つるようにし、暴力によらないコミュニケーションを用いる大人のモデルを職員が示す支援を実施している。医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報交換を行いながら、より適切な支援を行うよう努めている。被虐待児童に対しては、必要に応じて心理判定、児童精神科医との相談など児童相談所機能を活用した。

#### (3) 母子等の心理的ケア

入所してくる母等の多くは、肉体的にも精神的にも疲れ切って入所してくる。精神科症状が出てそれに振り回される者、過去のDV経験などからフラッシュバックで眠れない者、そこまではいかないが誰かに自

分の気持ちを聞いてほしい者など様々な困難な状態に置かれている。

これらの対応として、精神科病院・クリニックへの受診による治療のほか、それとは別に、臨床心理士によるカウンセリングや個別相談を設定し、心理的なケアを実施した。

(具体的な支援)

### 1 心理療法等

心理療法(カウンセリング)を行うことのできる専門家である非常勤心理士2名を雇用し、週4日5単位で、母子9人に対し、夫からの暴力を受けた母子、発達障害の子ども等カウンセリングが必要な者に継続的な心理療法、検査等を実施した。

・心理療法等の回数

内容	心理療法	心理検査	生活場面面接	職員等への 助言・指導施設	の出席	処遇検討会議へ	その他	計
回数	172	0	198	57	22		0	449

・対象母子の年齢、主訴別数

	身体的暴力 又は身体的虐待	経済的暴力 又は保護の 怠慢、拒否	性的暴力 又は性的 虐待	心理的暴力 又は心理的 虐待	ひきこも り	その他	計
0~3 歳未満							
就学前児童				1			1
小学生	1			1		1	3
中学生	1			1		1	3
上記以外の 児童						1	1
母親						1	1
計	2			3		4	9

## 2 個別相談

母子等の抱える複雑多岐に亘る問題に対応を図った。生活上の様々な問題に対して、母子支援員、少年指導員等による個別相談を定期又は随時行うほか、被虐待児個別対応職員による被虐待児及び母親への随時のケアを実施した。

また、子どもの教育、進学、子どもの病気、母の就労、離婚、養育費、債務整理、裁判関係書類作成、確定申告、所得証明、児童扶養手当、外国人在留期間の更新、生活保護必要書類の作成等の幅広い相談に応じた。

なお、これらの個別相談に当たっては、利用者のプライバシーに配慮しつつ、心理的負担を軽減するようにした。

### (4) 退所者のアフターケア

退所が決まると、自立への不安感の軽減を図る等のために、その世帯への退所後の支援をするため母親と職員で相談して「退所後支援計画」を立てている。計画の対象となる期間は、退所後1年間だが、それ以降も相談があれば相談に乗っていくことを伝えており、本年度も相当数の相談を受けている。

アフターケアに関しては、退所者の持っている力や周りの支援体制などによっても違いが出る。退所後1年の期間に対しては施設側から様子伺いの連絡を図るが、それ以降に関しては退所者側からの連絡・相談がなければ中々窮状を知ることはできないのが事実である。稀に元利用者からの連絡で様子が分かり、連絡をとって支援ができたというケースもあるが、情報提供をされる友人を作ることができない方が多く、そういった方がやはり心配の種である。職員としては退所後支援期間の1年の間にいかに様々な支援の手を講じることができるかが大切であると認識している。

子どもの貧困がクローズアップされるようになり、進学に対する修学資金の支援や資格取得のための修学資金などが充実し、その範囲が利用中の母子に対してだけでなく、退所後の母子に対しても適用されるようになってきた。そのことが進路決定などの参考となるよう、情報をいち早く提供して行く必要がある。その為に退所児の年齢などを整理し、十分把握しておくことが必要となった。

(具体的な支援)

#### 1 業務相談

知的障害者、身体障害者、家計管理能力に欠ける者の家計管理の相談・実施。

精神不安定・情緒不安定な者に対する相談、母子関係の調整

子育て相談(育児、しつけ)、進学相談、子どもの就労相談

復縁、再婚、離婚など新たな家族関係に対する相談

#### 2 安否確認

退所後支援計画に基づき退所後1か月後・6か月後・1年後にはにじが丘荘から電話をし、生活の様子などの近況確認をしている。退所後支援計画には相談電話の番号を記載し、利用者からの電話を受け付けている。例年、餅つき大会などの行事を実施し、退所者を施設に招待していたが令和3年度も新型コロナウイルスの影響により中止を余儀なくされた。代替として、開所記念行事兼施設見学会に招待し、退所後支援を実施した。

### (5) 入所者からの苦情、意見等の把握と対応

入所した母子等からの苦情、意見等については、にじが丘荘では次のような対応を図った。

## 1 組長連絡会

新型コロナウイルス対策のため、会として集まることはせずに個別に口頭での意見聞き取りや情報提供、文書での周知を行った。

## 2 自治会懇談会

新型コロナウイルス対策のため、会として集まることはせず。組長連絡会同様、個別での対応を中心に季節に応じた時事情報(夏休み・年末年始など)も含めて対応した。

## 3 事務所へ個別に持ち込まれる苦情、意見等

その都度、話をよく聞き、原因を究明し、真摯に対応した。

## 4 苦情等解決制度

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会要望等解決委員会規約」に基づき「名古屋市にじが丘荘要望等解決実施要綱」を定めており、これに基づき入所者からの苦情を適切に解決し、福祉サービスの質の向上に努めることとしている。

また職員に対する苦情等の場合は、当法人の苦情解決委員では職員よりになるのではないかと不安があるかもしれない。そんな不安を持たれるような場合のために、当法人の運営に全く関わりのない愛知県社会福祉協議会の苦情解決制度を利用することができることも周知している。

令和3年度において、要望等解決に則った苦情の申し出はなかった。

制度については入所時に口頭で説明をするが、利用者にお渡しする施設利用のファイルにも制度利用の案内を入れ、制度について理解しやすく利用しやすいよう改善した。

## (6) 情報管理及び情報公開

入所者個人情報及びにじが丘荘の管理運営に伴う取得情報の取り扱い並びに情報公開については、次のような対応を図った。

### 1 個人情報の保護

個人情報の保護については「個人情報に関する基本方針」「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会個人情報保護規程」に基づき対応することを基本としている。

職員はもとより、実習生、ボランティアへも周知・徹底を図った。個人に関わる情報記録の保管・管理についても、注意して管理を行った。

### 2 情報公開

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会情報公開規程」に基づき、情報公開することとしているが、令和3年度も文書等公開申し出がなかった。

## (7) 事故・災害等への対策及び対応

事故・災害等への対策及び対応については、次のような対応を図ることとしている。なお、火災・地震発生時の対応、不審者侵入時の対応、病人発生時・AEDの使用について規定した「緊急時の対応について」マニュアルを整備している。

## 1 事故・災害等への対策の基本的考え方

入所者全員参加を基本とする避難・初期消火訓練を毎月実施した。令和3年度も新型コロナウイルス対策のため炊き出し訓練は行わず、少人数での簡易な説明会を実施したほか、利用者に個別に災害時備蓄食料の試食をしてもらった対応をした。

職員体制の確保、関係機関への連絡、備蓄品の適正量の確保等については「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、「消防計画」等に基づき適正な対応を図った。

## 2 日常的な安全管理

職員は日常業務を通じ、施設を見守り、合わせて危険個所をその都度確認し、修繕等を実施している。廊下など避難路に物が置いてある等の場合は、入所者に説明し対処した。

## 3 緊急時対応

火災、地震、その他の災害時には、前述の「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、「消防計画」等に基づき対応することを基本に対応するよう徹底した。

## (8) 施設管理の実施

施設の保守管理と修繕について、次のとおり対応した。

### 1 施設保守管理

居室は、職員が年3回定期的に、排水管状況、防災面、衛生面、その他居住環境の点検を実施し不具合等の箇所は修繕・改善を実施してきた。令和3年度は

専門業者に依頼し、「ボイラー保守点検」「水質検査」「消防機器点検」「建物検査」を行っている。

施設の老朽化が進んでいたため、大規模修繕が必要となった場合は、名古屋市と協議の上「協定書」に基づき補修を実施することとされていた。

### 2 会計管理

名古屋市との間で締結する「母子生活支援施設名古屋市にじが丘荘の管理業務に関する基本協定書」に基づく「業務仕様書」に経理帳票類の整備について定めているほか、会計については、公益法人会計基準（新基準）及び「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会経理規程」に基づき、実施した。また平成24年度より公益法人会計に精通している税理士法人と顧問契約を結び毎月収支状況・帳簿等のチェックや指導を受けている。

## (9) 入所状況、法人事業実績、にじが丘荘事業実績

### 1 入所状況

「名古屋市にじが丘荘の入所の状況(令和3年度)」のとおり

### 2 法人事業報告

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 令和3年度事業報告」のとおり

### 3 にじが丘荘事業報告

「名古屋市にじが丘荘事業報告(令和3年度)」のとおり

## 名古屋市にじが丘荘の入所状況について(令和3年度)

### 1 令和3年度の入所者数推移(各月1日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6	6	6	9	12	12	13	14	14	18	18	19

### 2 主たる入所理由

死別	離婚	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	住宅事情	経済事情	その他	合計
0%	0%	55.6%	1.7%	8.6%	16.3%	11.1%	6.7%	100.0%
0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (63%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	5 (26%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (100.0%)

注:上段は全国母子生活支援施設基礎調査(平成30年度)による。ただし、死別、離婚はその他に計上

下段は、にじが丘荘の令和4年3月31日現在の状況

### 3 世帯人員別

(単位:世帯)

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
10	6	1	1	1	19

注:にじが丘荘の令和4年3月31日現在の状況

### 4 母親の年齢別

(単位:人)

～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	合計
1.2%	22.7%		41.3%		30.5%		4.4%	100.0%
0 (0.0%)	4 (21%)	3 (15.7%)	4 (21%)	3 (15.7%)	2 (10.5%)	1 (5.2%)	2 (10.5%)	19 (100.0%)

注:上段は全国母子生活支援施設基礎調査(平成30年度)による。

下段は、にじが丘荘の令和4年3月31日現在の状況

### 5 在所期間別

6月未満	6月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合計
1,033 (33.8%)	759 (24.8%)	444 (14.5%)	263 (8.6%)	187 (6.1%)	297 (9.7%)	73 (2.4%)	3,056 (100.0%)	
7 (36.8%)	6 (31.5%)	2 (16.7%)	1 (5.2%)	2 (10.5%)	1 (5.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (100.0%)

注:上段は全国母子生活支援施設基礎調査(平成30年度)による。

下段は、にじが丘荘の令和4年3月31日の状況

6 入退所実績の年度別推移

区 分	入所世帯数	退所世帯数	年度末在所世帯数	平均入所月数
令和元年度	2世帯	9世帯	12世帯	2年 4ヶ月
令和2年度	4世帯	10世帯	6世帯	1年 11ヶ月
令和3年度	15世帯	2世帯	19世帯	1年 2ヶ月

注:平均入所月数は、各年度末3月31日現在

7 就労職種別

(単位:人)

事務員	福祉就労	雑役婦	看護助手	店員		小計
1	5	1	1	1		9
				無職		合計
				10		19

注:にじが丘荘の令和4年3月31日現在の状況

8 生活保護受給別 (単位:世帯)

保護世帯	非保護世帯	合計
11	8	19

注:にじが丘荘の令和4年3月31日現在の状況

9 母の国籍別

(単位:人)

日本	中国	韓国・北朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム		合計
16	0	0	2	0	1		19

注:にじが丘荘の令和4年3月31日現在の状況

10 措置機関別

(単位:世帯)

千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	小計
0	2	1	0	0	2	0	0	0	1	2	0	1	2	0	0	11

広域入所			合計
県外	県内	小計	
5	3	8	8

注:にじが丘荘の令和4年3月31日現在の状況

11 入所児童の状況

(単位:人)

就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生以上	合計
17	6	7	3	0	33

注:にじが丘荘の令和4年3月31日現在の状況

## 公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 令和3年度事業報告

令和3年4月1日～令和4年3月31日

事業名	実施月日	開催場所等	事業内容
断続的な宿直勤務許可申請	令和3年4月16日(金)	名古屋東労働基準監督署	法人事務所移転に伴い断続的な宿直勤務許可申請
理事会	令和3年5月28日(金) 予定	郵送による同意書をもつての決議(新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため)	<p><b>【議題】</b></p> <p>① 令和2年度の事業報告について</p> <p>② 令和2年度決算(案)について</p> <p>③ 名古屋市にじが丘荘利用者自立積立金等管理規程(案)について</p> <p>④ 定時評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項(案)について</p> <p>⑤ 相談役の委嘱(案)について</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>① 評議員(名東区選出)の退任について</p> <p>② 代表理事(会長)の職務執行状況の報告</p>
評議員会	令和3年6月14日(月) 予定	郵送による同意書をもつての議決(新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため)	<p><b>【議題】</b></p> <p>① 令和3年度の事業報告について</p> <p>② 令和3年度決算(案)について</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>① 名古屋市にじが丘荘自立積立金等管理規程について</p> <p>② 相談役の委嘱について</p> <p>③ 評議員(名東区選出)の退任について</p>
第2回理事会	令和3年12月7日(火) 午後3時40分～	千種区役所 第3.4会議室	<p><b>【議題】</b></p> <p>① 令和3年度補正予算書(案)について</p> <p>② 職員就業規則の一部改正(案)について</p> <p>③ 職員給与規則の一部改正(案)について</p> <p>その他議決事項</p> <p>① 臨時評議員会の招集決定について</p>
臨時評議員会	令和3年12月7日(火) 午後4時40分～	千種区役所 第3.4会議室	<p><b>【議題】</b></p> <p>① 令和3年度補正予算書(案)について</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>① 職員就業規則の一部改正について</p> <p>② 職員給与規則の一部改正について</p>
名古屋市社会福祉施設指導監査	令和3年12月22日(水)午後9時30分から	にじが丘荘 学習室	<p><b>【文書指摘】</b></p> <p>① 苦情解決の仕組み、第三者委員の連絡先の周知のためににじが丘の分かりやすい場所に苦情解決制度について表示(掲示)すること</p>

			<b>【口頭指摘】</b> ① 消火・避難訓練 ② 医学的管理・衛生管理 ③ 契約
理事会	令和4年3月8日(火) 予定	郵送による同意書をもつての決議(新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため)	<b>【議題】</b> ① 令和4年度事業計画及び予算(案)について ② 育児・介護休業等規則(改正案)について ③ 嘱託職員等就業規則の一部改正(案)について ④ 職員給与規則の一部改正(案)について ⑤ 法人事務局長兼施設長の退任及び選任(案)について ⑥ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項について <b>【報告事項】</b> ① 代表理事(会長)の職務の執行の状況について
評議員会	令和4年3月18日(金) 予定	郵送による同意書をもつての決議(新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため)	<b>【議題】</b> ① 令和4年度事業計画及び予算(案)について <b>【報告事項】</b> ① 育児・介護休業等規則改正について ② 嘱託職員等就業規則の一部改正について ③ 職員給与規則の一部改正 ④ 法人事務局長兼施設長の退任及び選任について

名古屋市にじが丘事業報告(令和3年度)

行事名	実施月日	場所	参加人数	行事内容
学童新年度説明会	4月1日	地域交流室	13名	荘内ルール確認、子どもの権利について
母の日工作兼学童誕生日会	4月24日	地域交流室	13名	石鹸、メッセージカードづくり
子どもの日のお祝い	4月30日	保育室	7名	乳幼児へ子どもの日のお祝いの品を個別に渡す
母の日プレゼント	5月中	保育室	7名	ダストボックス工作(乳幼児)
春季健康診断	5月～8月	母: せんだファミリークリニック 児童: 面接室(5月20日)	全員	母: 問診、血圧、採血、検尿、X線、 児童: 医師による問診、検尿
学童お誕生日会	5月29日	主に地域交流室	9名	チームに分かれて謎解きゲーム
学童お誕生日会	6月26日	地域交流室	13名	工作、玉入れ
短冊作り	6月29日 ～7月7日	各居室	27名	七夕の短冊づくり
七夕会(上映会)	7月3日	地域交流室	12名	七夕ライト作り、DVD上映会
学童夏休み計画会	7月20日	地域交流室	14名	夏休みの行事、生活などの説明
学童昼食会	7月27日	地域交流室	12名	サンドイッチ、じゃがいもとベーコンの ホイル焼、プリンづくり
学童プール水泳教室	7月30日	東区市民プール	7名	室内プールにて水泳練習
プログラミング教室	8月3日	地域交流室	10名	トヨタシステムズによるプログラミング 教室
児童向け講座	8月7日	地域交流室	18名	外部講師による性教育講座(年齢別)
学童昼食会	8月10日	地域交流室	11名	冷やし中華づくり
学童デイキャンプ	8月18日	地域交流室	19名	木のキーホルダーや笛づくり、絵付け 体験、バーベキュー
学童水あそび	8月27日	地域交流室前庭	6名	ビニールプールを使用して水遊び
学童夏休み反省会	8月31日	地域交流室	15名	夏休みの反省を話し合う
学童誕生日会	9月11日	地域交流室	13名	文字さがし、きりなしオセロ
学童誕生日会	10月23日	地域交流室	11名	空気砲づくり、的当て
秋季健康診断	11月1日 ～1月19日	母: せんだファミリークリニック 児童: 面接室(12月23日)	全員	母: 血圧、医師による問診、検尿 児童: 医師による問診、検尿
にじが丘荘開所記念事業	11月13日 14日	地域交流室	47名	退所者向け施設見学会(13日) 地域向けハーブ演奏会(14日)
学童お楽しみ会	11月20日	地域交流室	17名	ミニ運動会(リンボーダンス、文字並 べ替え、借り物競争、障害物競走)
荘内大掃除	12月6日 ～19日	共有部分	13名	くじ引きにて掃除場所を決め、個別に 掃除を行う
学童大掃除	12月11日	地域交流室、学習室、 階段壁	18名	2グループに分け地域交流室、学習室 を掃除し、全員で階段の落書きを消す
学童クリスマス会	12月18日	地域交流室	11名	マジシャンに来荘してもらい、マジック 観覧
学童書道教室	12月27日	学習室	10名	ボランティアによる習字教室
学童誕生日会	1月22日	地域交流室	19名	鱈の歯を抜くワニワニパニック、人形 のハンマーを振って相手の顔を叩くポ カボカゲーム、卓上カーリング
組長連絡会	毎月実施			組長・会計と母子支援員での話し合い(コロナ禍の為内 容を書面報告)
避難初期消火訓練	毎月実施	主ににじの広場		地震や火災を想定して全員を対象に訓練する
自治会懇談会	年間4回	学習室		母親全員参加での話し合い 幼児は保育
居室点検	毎月実施	各居室		水回り、防災建具、居室の衛生状況の確認
自立支援計画会	年間1回	面接室		個別に母親と荘長・母子支援員との話し合い
学童の母親と少年指導員 との懇談会	年間3回	学習室		学童の母親と少年指導員の話し合い(7月・3月) 新一年生母親懇談(3月)